

## 圏域（上川中部1市8町）連携による同一制度の導入について

### 1 連携の範囲

上川中部1市8町

旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町

### 2 制度の名称

各自治体の名称+統一した制度名を用いた名称を使用

(例) 旭川市(〇〇町) パートナーシップ宣誓制度

### 3 連携の手法

- (1) 旭川市の要綱案をひな形として各町で要綱を制定し、同時に運用を開始する。
- (2) 圏域内で相互連携するため1市8町による連携協定書を締結する。
- (3) 圏域内の手続等について明記した運用基準を作成する。
- (4) 運用の変更等については、担当者会議の開催等を通じて調整を図る。

### 4 運用方法

- (1) 原則として、同一の運用とする。
- (2) 圏域内いずれの自治体においても宣誓申請及び各種手続（受領証等の交付、再交付、返還）の受付を可能にする。  
連携自治体は窓口受付のみ行い、受領証作成などの事務手続は住民登録自治体で行う。

(例) 東神楽町民が旭川市役所で宣誓を実施

→宣誓書を旭川市から東神楽町に送付

→東神楽町で受領証・受領カードを作成

→交付（旭川市・東神楽町いずれか本人の希望する自治体で）

#### 【検討課題】

- (1) 申請自治体と住民登録自治体間の事務手続（書類の受け渡しなど）の手法
- (2) 宣誓者情報の取扱い（個人情報の管理）

## 5 導入までの流れ

- (1) 制度設計・制度検討過程への参画方法  
旭川市が内容を検討 ～ 各町と協議・共有（各町担当会議の開催）
- (2) 市民参加の方法 ※詳細:資料4-2  
旭川市が実施する各種取り組みに8町が参加
  - ①パブコメ： 共通資料を使用し、同時期に各市町で実施  
1市8町の意見を集約し各市町で結果公表（公表資料は共通）
  - ②市民説明会：旭川市で開催 ～ 圏域住民の参加可能
- (3) 運用に向けた取組  
民間事業者や関係機関等への説明・周知・協力依頼を圏域全体で連携して実施

## 6 圏域連携で導入するメリット

- (1) 利用しやすい・活用される制度
  - 利用者目線で独自の連携協定を構築《デザイン思考》
    - 実際に利用しやすい制度にすることが可能になる。
- (2) 人口流出への抑止力
  - 自治体規模が小さいほど、性的マイノリティが周囲に紛れることは困難に
    - 都市部への流出
    - 当事者が減少することで、当事者がより暮らしにくく声をあげにくい環境に
    - さらに都市部へ流出するという悪循環

※当事者にとって暮らしにくいだけでなく、性的マイノリティに寛容な若年層にとっても「不寛容なまち」としてイメージされる。



- 自治体規模に関わらず、性的マイノリティが暮らしやすいまちに
  - 都市部に流出せず、地元に残る選択肢が生まれる。

※多様性受容を重んじる若者全体にとっても魅力的なまちに。